

令和 7 年第 3 回

長与町議会臨時会会議録

令和 7 年 8 月 1 日開会

令和 7 年 8 月 1 日閉会

長 与 町 議 会

令和7年第3回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年 8月 1日
本日の会議 令和7年 8月 1日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 山口聡一郎君
課長 補佐 江口美和子君	主査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 荒木重臣君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
建設産業部長 山崎禎三君	住民福祉部長 宮司裕子君
教育次長 荒木隆君	企画財政部理事 中村元則君
住民福祉部理事 細田愛二君	契約管財課長 永野英明君
財政課長 北野靖之君	産業振興課長 永石大祐君
福祉課長 川内佳代子君	教育総務課長 久原和彦君

会議録署名議員

3番 藤田明美議員 4番 岡田義晴議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 12時08分

令和7年第3回長与町議会臨時会
議事日程（第1号）

令和7年8月1日（金）
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	4 6	長与南小学校体育館改修工事請負契約の締結について	
4	4 7	令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総務 ※産業

※付託予定の委員会

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和7年第3回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番藤田明美議員、4番岡田義晴議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間で決定しました。

日程第3、議案第46号長与南小学校体育館改修工事請負契約の締結についてを議題とします。ただ今議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは早速、議案第46号長与南小学校体育館改修工事請負契約の締結につきまして提案理由を申し上げます。本工事請負契約は、7月18日に指名業者15社による指名競争入札を実施をし、山総建設株式会社が1億4,484万8,000円で落札をいたしましたので、本工事請負契約を提携いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市西山2丁目8番17号、山総建設株式会社、代表取締役山口周二、資本金は2,000万円でございます。工事の概要といたしましては、防水改修工事、屋根改修工事、外壁改修工事、内装改修工事、その他雑工事、それぞれ一式となります。なお参考図面として立面図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。議案第46号について、質疑はありますか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

この入札につきまして町内業者が何件入っているのか。それとあと最低制限価格、それから予定価格、この3つについてお尋ねをいたします。それとあと今回の入札につきましては、もうこの山総というのが取ってるわけですけど、長与町内の業者の要は下請けなどについてのお願いをしてるのかどうか、それについて4点お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず町内業者の方でございますが15社中2社でございます。それから予定価格の方でございますが、税込みで1億5,589万900円。それから最低制限価格の方が、こちら税込みで1億4,459万600円でございます。あと、下請け等の町内業者ですけれども、これ担当課の方になりますけれども、初回の業者との打合せの際に町内業者の活用をお願いという形ですのと、今年の2月に町のホームページの方で下請けの町内業者の活用をお願い、それから契約書を作成してお渡しする際に、そちら文書を紙で出しまして、そちらを渡すというふうなことでお願いをしております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は町内業者育成という立場で質問をずっとしてるわけでございますけど、今回の内容を見ますと、分離発注ができたんじゃないかなとそういうふうに思うんですね。分離発注ができれば町内業者の方も入札ができるとそういうふうに私は思ってるんですけど、その辺のことについてが1つと、それからあと今管財の方から説明がありましたように、図書館複合施設についての入札の際に私はだいぶ町内業者のことをどうなってるのかというお尋ねをしたわけですけど、その時から取った業者に対して、いろんな分で町内業者を使ってくださいというお願いをしていたら、それは非常に私は有効だと思ってます。それと同時に町内業者の方も何社かオファーがあったという情報も入っておりますので、ぜひこのことは続けていただきたい。それとね、この際ですから、要は指名委員会の委員長どなたか知らないけど、この町内業者育成のための対策、要は今ランク別に結局入札というのはあってると思うんですけど、長与町内ではそういうランクが高いのはあんまりいないんですね、土木、建設含めましてね。だから建設が多分Aが1つですね、あとはほとんどがB、C、それから土木にしてもそういう形になってるんですけど、指名委員会で町内業者育成の対策をどのような形でやってるのか、それについてもお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長

○教育総務課長（久原和彦君）

まず1点目分離発注の点について所管である我々の方からお答えいたします。一定今回金額が大きかったっていうところもあり、かつ工事も幾つか種類がございまして分離発注も可能であろうということでご質問だと思いますが、今回に限りましては経済性の観点から分離発注を断念したところでございます。今後こういった工事額がかさむものにつきましては、おっしゃられた観点も加味しながら工事の計画を検討したいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

2点目の方でございますが。

○議長（安藤克彦議員）

では、まず契約管財課長指名委員会の委員長がどなたかを示していただいて、そのあと委員長に答弁をいただきたいと思います。

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

指名委員会の委員長は副町長でございます。

○議長（安藤克彦議員）

荒木副町長。

○副町長（荒木重臣君）

今議員が言われてるのが、小規模事業者の共同企業体ですね、幾つかの業者が組んでやるというのを言われてると思うんですけど、これ今担当課の方で勉強している段階で、これもいろんなメリットデメリットがあるみたいで、ただ今研究中でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私が言ってるのは、やはりその指名委員会で町内業者の育成をどうするかということをやっぱりちゃんと指針を出さないと、担当課1つでそういつて出すのは不可能なんですよ、要はね。だからそれについてやはり委員長は町内業者が今どんな形でいるかというのを確認をせんといかんし、どうすれば結局必要な業者が入って、そしてランクがどうすれば上がるかというのはやはりそれは結局指名委員会で考えていただかないと、長与町の業者はもう全部出ていってしまってるよね。だから今、長崎の指名業態は長崎に本社がないと指名入れない。だから長与町の業者の方はほとんど長崎にもう事務所を移してしまってるんですね。それはもうもちろん結局絶対数の数が指名回数が多いから、当然そうされるんでしょうけどね。だから私がこの間から申し上げてるのは、やはり長与町独自の町内業者が取れるようなシステム、そうすると例えば要は固定資産税を払ってる所とかね、そういう1つの限定を作って、長与町独自の言わばそういう形を作っていくというそういう考えがないのかどうかね、これも含めてちょっと尋ねておきます。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

我々も町内業者というのはの大事さっていうのは本当分かってるつもりでございます。指名委員会等々でいろいろ話もするんですけど、一応指名委員会にも規定、要綱等々がございますので、そちらの方は大事にしながら、説明がつく範囲で町内業者を指名の中

にどのようにして入れるかというのは話はしてるんですけど、先ほど議員が言われたような確かなそういったものをまだ持っておりませんので、その辺はまだ勉強していかなくちゃいけないと思っておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ちょっと参考までに伺いたいんですが、この参考の図面を拝見しますと、工事内容に内装改修工事一式というのものもあるんですが、ちょっと図面を見た感じだと外装の部分に感じるんですが、この中番号が振ってますけれども、この中にもう幾つか内装に当たるものがあるのかということですね。それと入ってないんであれば、図面が内装の方には出せないものなのか、ちょっと取りあえず内装がこれに含まれてるのか含まれてないのか。含まれてないのであれば、内装改修工事っていうのはどういう部分を予定されてるのか。それからもう1つは、南小は昭和63年ですかね、創立となってたんで体育館もその時からあるのかなと思うんですが、結構今回大規模な改修に思えるんですが、この約40年弱の中でこのぐらいの規模の改修っていうのは初めてなのか、それか以前にも何年に1度ぐらいの間隔であってなのか。それからもう1点、工期ですね、210日とあるんですが、そうすると当然夏休み中だけとかでは収まらない工事なので、どのようなスケジュールで何月から何月ぐらいにとかっていうのがもし今の時点であれば伺います。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

最初のご質問、図面についてです。あくまで参考図面として皆さんに分かりやすいかなという形で立面図を1枚付けさせていただいております。当然内装工事しますので、この他内装工事の図面も存在しますが、すいません、今回は添付をしておりません。中身につきましては、体育館の体育室、要は運動するエリアの床の張り替え、そしてステージの床の張り替えを内装工事としてやる予定になっております。南小学校の大規模修繕の経緯についてですが、今回の体育館が初めてでございます。この規模の大規模改修は今回は南小について初めてです。それと工期につきましてはせんだって6月議会でも同様のご質問を頂いたかと思いますが、当然本契約というのは今回の、もし仮にこの議決を頂いたらその時に本契約になるということですので、今日仮に頂けたとしたり、今日付けで契約をなして、予定工期としましては2月末までを予定しているところです。

8月1日を始期とすれば2月の26日までというような工期になろうかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5 番（八木亮三議員）

もちろん工期は決定しないとではあるんですが、今のお話だと内装の方も割合結構大規模なものかなと思うんですが、当然内装をやるには学期中は難しいのかなと思うんで、例えば2月までということであれば、内装は夏休みなり、まだ夏休みもありますから、夏休みなり冬休みなりそういうところでやるようにして、外装は中を使ってても工事はできるのかなと想像するんですが、そういう感じになるんでしょうか。つまり工事によって、いわゆる体育館の利用に児童の支障がないのか伺います。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今回の工事ですが、主に屋根改修工事そして内装改修工事の時に体育館への入場が不可となる予定です。この期間はおよそ2、3カ月を予定しております。実際にそれ以外の工事につきましても、第一に安全性、そして施工性を考えて入場が不可となる場合もございます。特に体育館、社会体育一般への貸し出しへの利用につきましては1カ月前からの事前予約制であることから、現段階で業者との協議も済んでおりませんので、計画、工程が未定ですので、工事期間中の利用を今のところ停止を全てしているところです。しかしながら学校での授業に関する使用に当たっては、学校と出入り業者で随時のコミュニケーションがとれることから、工事の進捗に合わせて、十分な安全管理をした上で可能な限り柔軟に対応したいと考えているところです。可能な限り早期に使用再開を図りたいと思っておりますのでございますが、第一に安全性、そして施工性を鑑みてその時期は適切に判断をしてまいりたいと思っております。今回の工事は児童ならびに一般利用者の方々への、そして避難所としての安全性の確保と建築物としての機能の回復のために行うことですので、一定工事期間中はご不便をおかけすることになります。利用者の方々にもご理解をいただければというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5 番（八木亮三議員）

ほぼ分かったんですが、ちょっと改めてなんですが、2、3カ月ぐらいはちょっと入場停止になる可能性があるとなると、さっきの夏休み冬休みの期間では足りないと思うんですが、その期間はどうするんですか。何かよその学校の体育館を借りるとか、よそっていかもしくは総合体育館とか何か、町民体育館ですかね、体育館が使えない代わりはその期間どうするのだけお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

一般の利用も児童の利用も両方ってようなご質問ですかね、児童の利用ですね。

児童の利用につきましては先ほど申し上げましたとおり、タイミングでは使える場合もあるかと思います。当然内装工事であれば床を全部張り替えてしまっているのもその期間は無理です。屋根をしてる時もやっぱりほこりが落ちたりとかでなかなか利用がしづらいというところで無理だなというところで、それが2、3カ月ほど。それ以外でもやっぱり現場として使うとやったら、例えばですけど資機材を置いたりとかそういうヤードとしての利用も中身を使うこともありますので、本当に物理的に使用ができない期間っていうのは正直未定なところがあります。その中で学校と業者が連携を密に取って、使える時期っていうのは使うというふうな柔軟な対応をしたいというところです。それ以外の本当に使えない場合はどうするかっていう、当然外での体育の利用もございまして、例えば保健の授業を行うとか、そこはもうあらかじめこの時期この期間は体育館が使えないということは学校にはもうかなり前からお伝えをしているところですので、それは学校の授業編成の中で対応していただけるものと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

6番、松林議員。

○6番（松林敏議員）

先ほど契約管財課長の答弁の中で、入札に長与町の業者が2社入ってるってことだったと思うんですけど、自分が見た感じでは1社しか入ってないんじゃないかと思ってるんですね。で、本当は2社、長与町でもこのぐらい金額の入札に入れる業者があったとしたら、やっぱり2社呼ばなくちゃいけなかったんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

15社中2社入っております。1社が町内に本社がある業者、もう1社が町内に支店がある業者なんですけど、1社は応札をされましたが、1社は自社都合により事前に辞退をされて入札会場自体には来られておりません。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

分かりました。長与町に本社なり支店がある業者で、このランクの入札に入れる会社は2社しかなかったということによろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第46号長与南小学校体育館改修工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第47号令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。ただ今議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第47号令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。本補正予算は早急に実施すべき事業4件につきましてお願いするものでございます。

まず1件目は、個人番号カード交付に係る事業費でございます。本年は平成27年度にスタートしましたマイナンバーカードの初回更新と令和2年度のマイナポイント事業により、大幅に増加した当該カードの電子証明書の更新が重なることに加え、更新以外の対応件数も増加している状況でございます。その受付業務における窓口での混雑を避け、迅速かつ円滑に対応するため、窓口体制の充実を図る経費を計上をしております。

次に2件目は、当初予算におきまして議決いただきました定額減税補足給付金の不足額給付事業でございます。確定申告書等を基に令和6年分の所得税が確定したことに伴い、調整給付の額が確定しました結果、本不足額給付の対象者が当初予算の算定時の想定より大幅に増加したため、補正予算をお願いするものでございます。対象者数につきましては、不足額が発生し本給付金の対象となるもの、または令和6年中の転入者のうち本不足額給付の対象となるものなどが想定より1,041人増える見込みであり、合計を4,261人としております。

次に3件目は本年5月27日の閣議決定に伴い、新たに増額されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したもので、住宅用LED照明の購入等に対する補助事業でございます。事業の概要につきましてご説明を申し上げます。本事業は、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援を目的としたもので、住宅用の照明をLEDに交換する場合に、その費用の一部を補助するものでございます。補助対象を5,000円以上の経費とし、補助率は2分の1、補助額の上限を1万円としております。なお、補助対象者数は200世帯分で、整備業者を町内業者に限定をしておるところでございます。

最後に4件目でございます。同じく本臨時交付金を活用したもので、レシートキャンペーン事業に係る経費でございます。本事業は、消費の後押しに伴う生活者や事業者への支援を目的としたもので、経済対策と消費の下支えを行うものでございます。町内に店舗がある小売店や飲食店等から2,000円分以上の商品を購入、またはサービスの提供を受け、そのレシートを添えてご応募いただき、抽選により当選した方に対し2,000円もしくは3,000円分のデジタル商品券を配布をいたします。商品券の総額は1,000万円で、当選者は延べ4,000人を想定しております。なお、デジタル商品券の使用につきましても、町内に店舗がある小売店または飲食店等に限定をしておるところでございます。

以上4件につきまして早急に事務を開始する必要があることから、急きょ補正予算をお願いするものでございます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額を歳入歳出それぞれ7,615万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を169億93万8,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、先ほど説明いたしましたマイナンバーカード交付事業に伴う個人番号カード交付事務費補助金、ならびに不足額給付事業およびレシートキャンペーン事業等に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額しておるところでございます。18款繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金を増額をしております。続きまして3ページの歳出についてご説明を申し上げます。2款総務費は、マイナンバーカード交付に係る受付事務の対応として、窓口業務等委託料を計上。3款民生費は、定額減税補足給付金の不足額給付事業に係る事務費および給付金を増額しております。4款衛生費は、住宅用LED照明等の購入補助に対する事業費を新たに計上。7款商工費は、レシートキャンペーン事業における経費を新たに計上しております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。議案第47号について、質疑はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

歳出のレシートキャンペーン業務委託料の件でお伺いをしたいと思います。委員会付託になりますので詳細についてはなるべく避けて、ちょっと大枠のところでお伺いしたいというふうに思いますが、1つは今のご説明で2,000円以上の買物の分ということでありましたけれども、これは1つの商品につき2,000円以上の商品ということなのか、それとも1点例えば複数店舗で合計2,000円に達した場合も含まれるのか。その辺りをちょっと整理してご説明いただきたいということと、抽選でこのデジタル商品券が当たるということですが、大体何名分見込んでいるのかという点。それから、デジタル商品券というのは電子機器等に不慣れな方、高齢者を中心にそういった方も大丈夫なのか、またケアを考えていらっしゃるのかどうかということ。それから多くの町民の方が自分の担税能力に応じて税を負担してですね、今回一般財源それから国費を充ててこの事業を行うということになってきますと、みんなで公平に税は負担能力に応じて納めたのに、この受益するのがたまたま抽選、いわゆるくじで当たった方だけが享受できるという点で、これいいのかと。一般の団体とか企業がされるのはいいけども、公共機関がこういう運が左右するような行政施策っていうのが、この庁舎内で議論になったんじゃないかなと、なっていないとおかしいと思うんですけども、この辺りでちょっと私は問題がないのかなという点が非常に疑問を思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

1点目のレシート、購入金額の件ですけれども、レシート1枚が2,000円以上という想定で考えております。1商品2,000円とか、レシート複数枚の応募ではなく、レシート1枚2,000円以上の購入ということで考えております。当選人数については、延べで4,000人を想定をしております。あとはデジタル商品券にはなるんですけども、できるだけ分かりやすいようなホームページ等でのお知らせだとか使用方法の告知だとかをしていきたいというふうには考えております。あとの抽選についてですけれども、今回はレシート応募いただいたら抽選という方法なんですけど、一般的に通常の補助金等でも申し込み多数であれば抽選を行っておりますので、抽選が問題ということは考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

委員会付託なのであまり詳しくはお聞きしませんが、ちなみに2,000円以上のレシートが手元にあるとしますよね、これをどういう形でどこかの機関にそれを持っていく、

郵送するのか、どういう手段でそれを申請するのかというのと、あとそれが本人が買ったものだという証明ができるのかなど。以前、近隣の議員が他人のガソリンスタンドのレシートを政務活動費ということで偽って申請したという事件もあって、そういったこともあるもんですから、悪意はないと、そう悪いことをすることはあんまり考えにくいと思うんですが、そういう不正対策というのは大丈夫なのかなど、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今回、応募いただければ当たるということでご自分が買ったレシートで他の人に渡して応募をさせるとかいうようなことは想定をしていないところではあるんですけども、例えば同じレシートで複数回応募されるとか、そういったところがもう当選段階では確認等をしていきたいと考えておりますので、そういうことはできるだけ起こらないような方法を取っていききたいというふうには考えております。応募の方法につきましては購入したレシートを画像、写真、携帯等で撮っていただいて、一応専用の応募フォーム等を構築して、応募をしていただきたいというふうな形で今のところ考えております。詳細につきましては委託する業者と協議して、最終的な形は決めていきたいということでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

10番、安部議員。

○10番（安部都議員）

それでは歳出の方でお聞きいたします。個人番号カードの窓口委託料の件ですけれども、まずマイナンバー普及率、それは現在どのくらいかということと、これから今後マイナンバーカードの行政サービスの利活用をどのようにしていくのかということと、申請率アップの目標率というところの3点をお聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず普及率ですけれども、保有枚数率ということで、実際持ってらっしゃる方の人口に対する率ですね、令和7年6月末時点で本町が83.4%でございます。参考までにですけれども、県が80.6%、全国が78.7%でございます。それと今後のカードの利活用ですけれども、現在マイナ保険証であったりとか、免許証とか、そういった形での利活用がされてるところですけれども、今後も国の方においての利活用方法については来ると思うんですが、今のところは、あと本町独自の活用方法ですね、そこについてはまだ今のところ予定はございませんが、ICチップの部分の空きスペース部分について

は利活用が可能となっておりますので、そこについては住民サービスの観点からも利便性も考慮した上での利活用方法がないかというのは、引き続き検討はしていきたいと考えております。それと申請率の目標ですけれども、あくまでもマイナンバーカードの普及率の目標は100%でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

町としては普及率というのは高い方だというふうに思っておりますが、他県ではまたこのマイナンバーカードを利用して、例えば災害時における住民の受付対応とか、図書館のカード利用とか電子手帳のサービスや障害者手帳のアプリへの活用とか、様々なところが活用されておりますので、もしあれだったら、そういったところで、またそうですね活用していただきたいなということと、それからあと今後の普及率100%というところで、普及率としてはどのような形でまた町民の方にお知らせするのか、その辺りをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員に申し上げます。ここでの予算は、2款の総務費ですけど、マイナンバーカードの交付に係る事務の対応としての窓口業務委託料ですので、質問の範囲をそこにするだけ限定するようにお願いいたします。今回の場合は答えていただきますので、以後よろしくお願いします。

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

今後の利活用の部分につきましては、議員が今ご提案いただいたんですけれども、関係部署ですね、関係機関との協議をしながら今後の利活用については検討してまいりたいというふうに考えております。それと普及率の目標達成に関するその周知啓発ですけれども、定期的にいろんな啓発はさせていただいておりまして、また窓口の方でもマイナンバーカードを作ったらこういったことに使えますよとか、コンビニ交付例えばできますよとかそういったご案内もさせていただいているところでございますので、引き続き効果的な周知には努めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第47号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第47号は、会議規則第46条第1項の規定によって、本日中に審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第４７号は本日中に審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。各常任委員長は審査の結果を本日中に議長に報告願います。

各常任委員会審査のためしばらく休憩します。なお開会時刻につきましては、追ってお知らせいたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第４、議案第４７号令和７年度長与町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

ただ今議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○１１番（金子恵議員）

それでは、議案第４７号令和７年度長与町一般会計補正予算の総務厚生常任委員会に付託を受けました部分のご報告をいたします。提案理由、主な内容として、企画財政部財政課では、今回の補正予算の調整のための５５万８,０００円を計上。住民福祉部住民環境課では、個人番号カード本体の更新時期が重なったことなどの手続きの増加が見込まれることから、個人番号カード窓口業務委託料として６７５万２,０００円を計上。福祉課では、当初予算において不足額給付の対象者を３,２２０人と見込んでいたが６年度の収入に基づく確定申告等により、所得額が確定したことにより１,０４１人増える見込みとなった。そのため予算が不足したことにより、給付金事務費等増額分を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部では特記すべき質疑はありませんでした。次に住民福祉部住民環境課では質疑として、ＬＥＤ関係の補助と聞いたが、これは温暖化の対策などの観点からのものだと思うが、この流れを伺う。との質疑に対し、答弁として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付が国からあった。その中の生活者支援枠でＬＥＤの照明の補助をすることになった。まず地球温暖化対策の効果が一定ある。また、２０２７年に蛍光灯の製造が廃止になることもあり、今回ＬＥＤの照明器具の購入補助事業に至ったとの答弁でした。次に福祉課では質疑として、対象者の抽出精度を高めるという意味でもやり方もいろいろな試行錯誤で考えていけないのではないのかに対し、数の方を注視しながら税務課等とも協力をしながら数の把握に努めていきたいとの答弁でした。以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（安藤克彦議員）

ただ今の委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

令和7年第3回臨時会におきまして、産業文教常任委員会に付託をされた議案について報告いたします。審査日は令和7年8月1日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。議案第47号令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）産業文教常任委員会分割付託分の提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課の消費の後押しに伴う事業者や生活者への支援を目的として、町内に店舗のある小売店や飲食店等から2,000円分以上のレシートで応募して、抽選により2,000円もしくは3,000円のデジタル商品券を配布するレシートキャンペーン事業という以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部産業振興課の質疑は、応募は町民限定なのか。また、期間はどれくらいを想定しているのかに対し、町外の人も対象で、応募期間は11月から1月末を想定しているという答弁でした。抽選の方法は公平なのかに対し、今回は、委託業者がデジタルでの抽選を行う予定で、事業者と協議する中で考えていくという答弁でした。高齢者についてはどうするのかに対し、分かりやすい案内を考えている。相談があれば窓口で対応したいとの答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第47号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は議案第47号令和7年度一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論をいたします。反対の理由は、商工費にありますレシートキャンペーン業務委託料であります。本来であればこの施策の部分を削除した修正を出したいところではありますが、会期は本日のみであり、対応するいとまがありません。やむを得ず議案そのものに反対するものであります。レシートキャンペーンを簡潔に申しますと、住民の中で行政サービスを受益できる人、そうでない人をくじ引きで選別するものであります。住民は、本人が担える負担に応じて国税、地方税を納税しているという意味において、公

平平等に納税をしております。一方、行政は完璧にあまねく享受できる施策はないとしても、それを目指して行政サービスからこぼれる人がいないのか、どのように救済をしていくのか、ここに最大限留意をしていく。これが行政の役割だと認識をしております。今の経済情勢の下、地元商工業の振興は大変重要であります。それと合わせて物価高騰で苦慮している消費者の生活を支えることも行政の重要な柱だと認識をしております。今回の制度は、地方公共団体が住民サービスの受益者をくじ引きで選定するに等しく、行政の基本原則である公平性、平等性が担保できるとは思えません。さらに抽選によってサービスの提供を受けることができた住民、受けることができなかった住民という差が生まれます。この結果、住民の間にしこりをもたらしかねず、行政への不信感も増大しかねません。予算の議決は議会に委ねられ議会が可決とした場合、行政はそれを着実に実行する責任が生じます。ここは一度立ち止まり再考すべきであります。以上述べた趣旨で私は住民に責任を持って、この制度を納得していただく説明をすることができません。よって、このレシートキャンペーン委託料を含む本議案にやむなく反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は議案第47号長与町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算は、主に4つの事業、マイナンバーカードの更新等の受付業務を増員するもの。定額減税補足給付。LED購入補助。レシートキャンペーンを実施するもので、ほぼ全額が国からの補助金および交付金にて実施されるものとなっております。マイナカードの窓口業務増員は、更新時期の関係で今年度の更新の申請者が多数となっております、これに対応するために必要なものであること。また、定額減税補足給付やLED購入補助についても物価高騰とそれに伴う消費低迷への対策として、消費者、事業者、それぞれに必要な施策だと考えます。最後に、このもう一つのレシートキャンペーンにつきましては、令和4年10月から5年2月にかけて行ったコロナで打撃を受けた飲食店を支援するためのレシートの写しで応募し、抽選で商品券が当たる事業とほぼ同様のフォーマットで対象事業者を拡大し再度行うものですが、こちらにつきましては、前回の実施時、何通も応募したのに1度も当たらなかったという人がいる一方で、複数回当選した人もいるという、抽選とはいえ公平性に疑義がある結果となっております。また、同じく前回実施は、広報ながよで一度行っているものの飲食店を利用する側である町民の中だけでなく、レシートを出す側である飲食店の中にも、そのようなキャンペーンを実施していることを全く知らなかったという人も多数おりました。ちなみに本町職員の中にも、そんなキャンペーンが過去に行われたことを知らなかったという人がおります。キャンペーン自体は消費喚起にもなり飲食店だけでなく、その他

の小売業、サービス業へも対象拡大したことは評価できるもので実施に反対はいたしません、実施に当たっては、必ず町民および町内事業者への周知徹底を図ること。また、不必要に射幸心をあおるより、多くの人が広く恩恵がある方法を目指すこと。抽選方法、抽選結果が確実に公平公正なものとなる方式であることを産業振興課の責任において事前に確認するなど、抽選を行う人の故意や恣意性が入る余地がないものであると認められない限り実施すべきではないと考えますが、これらをクリアした上で実施していただきたいということを申し添えまして、本補正予算に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は議案第47号令和7年度一般会計補正予算（第2号）につきまして賛成の立場で討論いたしますが、本来であればこの議案につきましては、修正議案を作るというのが私は妥当だと思ってました。しかしながら時間がありませんので、少し苦言を呈して賛成といたします。このことにつきましては、弱者対策ができていくのか。公平公正性の中で、要はどうやって周知をしていくのか。そして、またこれをどのような形で履行していくかということにつきましては、私たち高齢者にとりましては、スマートフォンがないとできない。あとは何も対象外になって何もできない。そうすると、公平性が保たれるのかということが、非常に疑問であります。行政というのは、弱者を対象とした目線で見なくちゃいけないということでもありますので、当然、高齢者を弱者を含めた中で、これを見て考えるべきだと思います。しかしながら、これをスマートフォンを持たない方、また、扱いができない方、この人たちがどうやって対処をして履行していくのか。これが非常に私は不思議に思っているところです。それと同僚議員も言いましたけど、当選者の要は公平、平等性ですね。これが担保できているのかということも、非常にこれは私としては不思議に思っているところです。こういうことを今回は文章として確実に書くことが時間的にできませんので、少しざっくりばらんにお話をいたしましたけど、こういうのを行政として完全によく理解をされて、そして平等、公平性があるような対策を考えていただくようなことを申し述べて、賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

15番、西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私も竹中議員と同様の観点での討論をさせていただきます。本案について賛成の立場から討論をいたします。レシートキャンペーンにおいて、レシートをスマホのカメラで

撮影して委託業者に送付するというシステムのようなのですが、先ほどと同様に高齢者に対しては、スマホを所持している方が少なく、また、スマホの所持している方も通話と写真のみで、その使用で情報通信がされる方はほとんどおられないということを前もって伝えておきます。そういう中で、町内のまた小規模事業者では、委託業者に加盟している業者も限られており、事業者支援にもなりづらいと感じております。実施までに時間がありますので、全ての住民の方々に使いやすいシステムに改善をしていただくことを期待して、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第47号令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他、軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

これにて会議を閉じます。

令和7年第3回長与町議会臨時会を閉会します。

（閉会 12時08分）